

# 速度取締指針

平成28年12月  
茨木警察署

## 茨木警察署の取締重点

- 茨木警察署の速度取締重点は次のとおりとする。

重点路線…南茨木停車場線・茨木亀岡線 / 重点時間帯等…終日

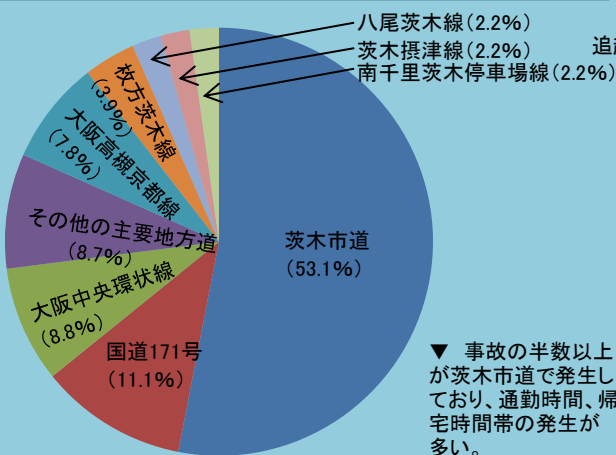
- 次の場所、時間帯については、速度取締り以上に必要性の高い一時不停止、信号無視及び横断歩行者妨害の取締活動を重点的に推進する。

重点場所	下穂積交番管内	国道171号の信号交差点
重点時間帯	7:00～10:00	16:00～18:00

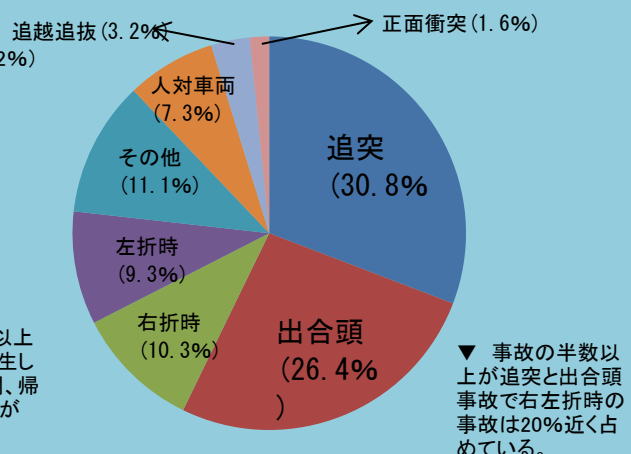
★ 重点以外の場所、時間帯でも、取締りを実施しています。

### 茨木警察署管内における交通実態等

#### 管内の路線別事故発生状況



#### 管内の事故類型別事故発生状況



- 住区内交差点での出合頭、右左折時の事故が多発している。
- 国道171号については、西河原交差点から中河原交差点にかけて交通集中による常態的な渋滞が認められる。
- 国道171号や大阪中央環状線等主要幹線道路における大型車両の通行が昼夜問わず多く認められ、一歩間違えれば大きな事故に繋がる可能性がある。
- 幹線道路において渋滞中の脇見が原因となった追突事故や、住区内における自転車の飛び出しが関連する出合頭事故等が多発傾向にある。

### その他の交通指導取締要点

- 主要な交差点における、信号取締り、自転車に対する指導取締り、駐留監視を実施
- 地域住民の要望に即した通学路等における通行禁止違反等の取締りを実施